

か 現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの

料金機は、大量の硬貨を料金機内に投入することができる「一括口開放」の機能を備えている。ところで、千住自動車営業所は、表10のとおり、500円硬貨20枚をつり銭として補充したとしている。

本来、つり銭補充を行う場合には、つり銭準備金から持ち出した金種と金額を「金種別表(別表)」及び「現金等取扱い報告書」に記載した上で、料金機の「つり銭補充」機能を利用して、硬貨を料金機に投入するべきであり、これを行うと「金庫別精算集計表」に補充したつり銭の金種及び数量が記録される。

しかしながら、所は、料金機の「つり銭補充」ではなく、「一括口開放」により行ったとしており、「現金等取扱い報告書」及び「金種別表(別表)」に「つり銭補充を行った記録があるのに、「金庫別精算集計表」には計上されていない。

この結果、補充したとして持ち出したつり銭1,000円が料金機に収納されたかどうかの確認ができない状況となっており適正でない。

また、指摘事項のとおりに、料金機の内部で紙幣及び硬貨が詰まったときに車両係が取り出した現金について「金種別表(別表)」に記載がない場合、それらの現金はつり銭準備金の残部とともに緑バツグにより銀行に納付されていないことになる。各所では、これらの現金を「一括口開放」機能を利用して料金箱に入れたはずであるとしているものの、料金機のデータや記録がないため、取扱いの確認ができない状況となっている。

「一括口開放」機能は乗務員等の手を経て料金機に投入される現金を扱うための機能であるから、やむを得ないとき以外には使用しないように定めるとともに、やむを得ず「一括口開放」機能を使用する場合には、料金箱から回収した運賃等の計数データなどを一覽として出力している「金庫別精算集計表」などに、「一括口開放」機能の使用状況とそれにより収納した金額等、管理に必要な情報を出力できるようにした上で、使用状況を乗務員に報告させる必要がある。

所は、「一括口開放」機能を使用する場合には、使用状況を報告させるとともに、帳票に使用状況を出力できるようにするなどして、現金の一括投入を行った事実を把握されたい。

(自動車部)

(表10) 現金等取扱い報告書記載事例

年月日	営業所	機番	車号	返金額(円)	返金理由
平成27年2月24日	千住	157	M192	1,000	つり銭補充

(3) 1日乗車券の管理を適切に行うべきもの

都電荒川線では、都電1日乗車券(大人400円、小児200円)及び都営まるごときっぷ(大人700円、小児350円)の2種類の1日乗車券を車内で乗務員が販売しており、購入代金は車内の料金機に投入され、料金機内蔵の料金箱に収納される。1日乗車券の売上金額は、現金と照合はできないため、乗務員が販売用を持ち出した枚数から返却枚数を差し引いた枚数を販売枚数とし、これに1日乗車券の冊格を乗じ、あるべき売上金額(以下「売上金額」という。)を計上する。

荒川電車営業所においては、この1日乗車券について、乗務員に券を払い出す際及び乗務員の業務終了後残数を受領する際、紙の一日券等受払い確認簿に、乗務員ごとの持出枚数、追加持出枚数、返却枚数を手書きで記入し、その後、表計算ソフトにデータ入力し、その日の販売枚数を算出している。返却された乗車券は廃れされる。

ところで、平成27年3月29日の、紙の一日券等受払い確認簿と入力されたデータを併せて見たところ、乗務員50人及び臨時改札2か所において2種類の1日乗車券を販売しているが、表11のとおり、都電1日乗車券では乗務員22人及び臨時改札1か所、都営まるごときっぷでは乗務員15人について、追加持出枚数及び返却枚数に不整合が生じていることが認められた。

このため、この日の販売枚数及び計上された売上金額が適正であることを確認できない。また、乗車券の管理としても適切でない。

所は、適正な売上金額を確認できるよう、1日乗車券の管理を適切に行われたい。

(荒川電車営業所)

(表11) 一日券等受払い確認簿に不整合が生じているもの (平成27年3月29日)

(単位:枚)

整理番号	券種	紙の一日券等受払い確認簿				データ入力された一日券等				不整合	
		持出枚数	追加持出枚数	返却枚数	受払い確認簿 持出枚数	追加持出枚数	返却枚数	販売枚数	持出枚数	追加持出枚数	返却枚数
1		3	不明	7	3	14	7	10	0	-	0
2		3	7	6	3	10	6	7	0	-3	0
3		3	5	4	3	10	4	9	0	-5	0
4		3	2	0	3	10	0	13	0	-8	0
5		3	5	2	3	10	2	11	0	-5	0
6		3	2	0	3	10	0	13	0	-8	0
7		3	7	6	3	15	6	12	0	-8	0
8		3	不明	0	3	12	0	15	0	-	0
9		3	7	8	3	10	4	9	0	-3	4
10		3	7	4	3	10	4	9	0	-3	0
11		3	7	3	3	10	3	10	0	-3	0
12	都電1日 乗車券	3	7	3	3	10	3	10	0	-3	0
13		3	20	12	3	22	12	13	0	-2	0
14		3	5	2	3	10	2	11	0	-5	0
15		3	5	6	3	10	6	7	0	-5	0
16		3	7	4	3	7	5	5	0	0	-1
17		3	7	8	3	7	5	5	0	0	3
18		2	3	1	2	3	3	2	0	0	-2
19		2	6	2	2	6	3	5	0	0	-1
20		2	8	5	2	7	5	4	0	1	0
21		1	5	5	1	4	5	0	0	1	0
22		3	7	10	3	0	3	0	0	7	7
23		20	10	15	20	50	15	55	0	-40	0
1		2	0	1	2	2	1	3	0	-2	0
2		2	2	2	2	3	2	3	0	-1	0
3		2	0	0	2	3	0	5	0	-3	0
4		2	0	1	2	3	1	4	0	-3	0
5		2	0	2	2	2	2	4	0	-2	0
6		2	0	0	2	2	0	4	0	-2	0
7	都営まる ごときつ ぶ(1日 乗車券)	2	0	3	2	2	2	2	0	0	1
8		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
9		1	2	3	1	2	1	0	0	0	1
10		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
11		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
12		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
13		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
14		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
15		2	3	5	2	0	2	0	0	3	3

(4) 印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの

電車部は、都電荒川線の広報及び増収を図るため壁掛けタイフ及び卓上タイフの都電カレンダー(2015年版)(以下「壁掛けタイフ」及び「卓上タイフ」という。)を作製、販売することとし、Aと壁掛けタイフの印刷契約(契約金額:53万5,680円、契約期間:平成26.8.26~平成26.9.30)及び卓上タイフの印刷契約(契約金額:49万6,584円、契約期間:平成26.9.2~平成26.9.30)を締結している。

部は、壁掛けタイフ及び卓上タイフをそれぞれ2,000部ずつ、合計4,000部作製し、平成26年10月5日から都営地下鉄16駅等で販売した。

ところで、販売状況について見たところ、部は、販売開始後わずか5日で販売を中止し、カレンダーの購入者に対して、壁掛けタイフについては交換、卓上タイフについては返金のお知らせを行っていることが認められた。

これは、壁掛けタイフについては①カレンダーの11月に31日が記載されていたこと、②「三ノ輪」の「輪」が「輪」になっていた二つの誤りがあったこと、また、卓上タイフについては③「三ノ輪」の「輪」が「輪」になっていた誤りがあったことによるものである。

壁掛けタイフ及び卓上タイフのカレンダーが納品されるまでには、部の責任校正で文字校正を2回、色校正を2回行い、受託業者の責任校正で曜日、日付等の校正を行っているにもかかわらず、校正の際には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを検査しているにもかかわらず、納品の際には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを検査しているにもかかわらず、壁掛けタイフ及び卓上タイフのカレンダーの誤りが発見できず、検査を合格としていることは、印刷契約における完了検査が適切でない。

これらの結果、壁掛けタイフについては受託業者の責任校正による①の誤りがあったため、追加経費なしで2,000部を印刷し直して販売し完了したものの、卓上タイフについては、誤りが部の責任校正による③の誤りだけであったため、受託業者による再度の印刷は行われず、販売中止となったことから、販売による広報及び増収(卓上タイフの売上見込み額120万円(完売したとして試算))の効果が達成されていないことは適切でない。

部は、印刷契約における校正及び検査を適切に行われたい。

(電車部)

(6) 契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの

車両電気部は、車両検修場(地下車庫)常駐巡回警備業務委託をJと契約(契約金額: 5,378万4,000円、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31)している。

ところで、契約における警備員の資格について見たところ、AEDの使用に関する一定の講習(普通救命講習(自動体外式除細動器業務)又は上級救命講習)を受講し、認定証の交付を受けていること、あるいは、契約時に上記資格のない者は、速やかに取得することとしている。

しかしながら、警備員として名簿に登録している5名のうち2名は、認定証の交付を受けておらず、3名についても、表14のとおり早い者でも契約後9か月経過してから認定証の交付を受けている。

各講習は、AEDの使用手法のほか、心肺蘇生、窒息の手当て、止血の方法など、一次救命に必要な技能を得るものであることから、契約で定めているにもかかわらず、認定証の交付を受けていない警備員の配置及び契約後9か月間も認定証の交付を受けた警備員が不在な状況が継続していたことは適正でない。

部は、契約の相手方に対し、契約内容を遵守するよう指導されたい。

(車両電気部)

(表14) 普通救命講習又は上級救命講習修了状況

警備員	修了認定技能	認定証交付年月日
K	上級救命技能(自動体外式除細動器業務従事者)	平成26.12.17
L	"	平成27.1.13
M	"	平成27.1.21
N	—	—
O	—	—

(7) 監督及び検査を適正に行うべきもの

東京都交通局契約事務規程(昭和39年交通局規程第15号。以下「規程」という。)第62条の2、第62条の3及び第62条の4では、工事等の請負契約の適正な履行を確保するため、契約の履行について、立会い、指示、工程の管理等の方法により、所属長が所属職員に監督を行うことを命ずるよう定めている。

また、規程第63条では、工事等の請負契約等について、工事等の適正な履行の確保をためる必要な検査を行うこととしており、規程第62条の6では、監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員職務と兼ねることができないと定めている。

しかしながら、表15の工事について見たところ、特別の必要がないにもかかわらず監督員の職務と検査員の職務を同一の者が行っており、又は工事了了検査証に検査員の記名押印がないまま検査員の判定を合格としており、適正でない。

各所は、工事請負契約に係る監督及び検査を適正に行われない。

(大島業務管理所)

(清澄業務管理所)

(江東自動車営業所)

(表15) 監督・検査が適正でない工事

項番	所属	工事件名	契約日	契約金額(円)	備考
1	大島業務管理所	新宿部ビル仮泊所浴室水栓取替修理	平成26.6.4	178,200	監督員と検査員が同一
2	大島業務管理所	大島総合庁舎便所内掃除口交換工事	平成26.8.22	92,232	監督員と検査員が同一
3	清澄業務管理所	光が丘庁舎5階浴室タイル他修繕	平成26.5.15	1,331,640	監督員と検査員が同一
4	清澄業務管理所	光が丘乗務区庁舎LANケーブル敷設工事	平成26.5.27	275,400	監督員と検査員が同一
5	清澄業務管理所	大江戸線光が丘庁舎消防設備修繕	平成26.6.13	222,480	監督員と検査員が同一
6	江東自動車営業所	江東自動車営業所錦糸町駅南口発車場照明器具修繕	平成26.12.8	75,600	検査員の記名押印なし

水道局

1 指商事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの

局は、各支所の業務である給水装置の新設、改造、撤去などを行うため区内21か所に給水管工事事務所を置き、給水部(以下「部」という。)は、「平成26年度給水装置関連業務委託」(契約金額:23億7,600万円、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31。以下「給水業務委託」という。)を東京水道サービス株式会社(以下「TSS」という。)と特命随意契約により締結し、その業務を行わせている。

部は、給水装置業務マニュアル(平成26年4月)(以下「マニュアル」という。)を作成し、これに基づき、給水業務委託を実施することとしている。マニュアルには、給水装置の新設等に係る業務フローが図1として示され、施工基準として表1のとおり、①工事依頼受付後の設計積算日数の期限として、5日又は10日以内(他企業等調整を要するものは調整後の日数)、②工事費概算額納入後の工事施工日数の期限として、10日又は20日以内(許可及び他企業等調整を要するものは許可及び調整後の日数)と定められている。

各支所は、案件ごとにTSSからの工事調査などで履行確認をし、事業決定処理を行っている。ところで、練馬給水管工事事務所及び大田給水管工事事務所において給水業務委託の実施状況を見たところ、表1のとおり、マニュアルに定められた設計積算において受付後10日以内、工事施工において工事費納入後10日又は20日以内に処理されていない事例が認められた。

これらの事例について、TSSは、申込者の工事希望日を聞き、その上で関係者と調整を図り、調査・施工を行ったため日数を要したとしている。一方、支所は、その経緯をTSSから履行確認時に口頭で報告を受けたとしている。

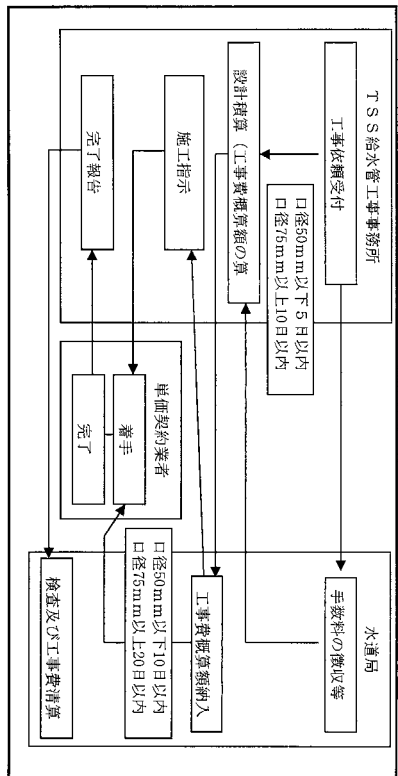
しかしながら、支所には報告の内容を記録した書面がないため、申込者の工事希望日がいっつであったのか、関係者との調整にどの程度の日数を要したのかなどの調整経過が一切不明であり、適切な処理日数で履行がなされたか確認することができないことは適切でない。

また、部が定めるマニュアルでは、工事申込書に希望日の欄がなく、工事調査にも希望日や他企業等との調整経過を記載する欄が設けられていないなど、他企業等調整を要する場合の履行確認に当たって必要な情報を記載する様式となっていないことは適切でない。

北部支所、南部支所は、給水業務委託の履行確認を適切に行われた。北部は、工事希望日や他企業等調整の経過を記載する様式を定めるなどマニュアルを改め、他企業等の調整を要する場合等の処理手続きを明確にするとともに、支所に対し履行確認が適切に行われるよう指導された。

(給水部)
(北部支所)
(南部支所)

(図1) 給水装置の新設等に係る業務フロー



(表1) 施工基準とそれに反した事例

施工基準	口径	処理日数	備考
設計積算	50mm以下	5日以内	受付後、他企業等調整を要するものは調整後の日数
	75mm以上	10日以内	
工事施工	50mm以下	10日以内	工事費納入後、許可及び他企業等調整を要するものは許可及び調整後の日数
	75mm以上	20日以内	
標準に反した事例			
練馬給水管工事事務所	75mm	受付 26.3.24	設計 26.4.15 整理番号 2002971952
大田給水管工事事務所	20mm	工事費納入 26.4.18	施工 26.6.9 整理番号 1102938254
	50mm	工事費納入 26.9.4	施工 26.9.24 整理番号 1102938254
	50mm	工事費納入 26.10.15	施工 26.11.12 整理番号 1102957357
	〃	工事費納入 26.9.9	施工 26.11.25 整理番号 1102938381

(支出)

(2) 委託契約を適切に行うべきもの

東部第二支所は、足立区伊興二丁目20番地先から同19番地先までの間の配水管(φ500mm、延長773m。以下「伊興線」という。)の充水作業を実施した結果、管路内の水圧が低下したことから漏水の可能性を認めためたため、相関式漏水発見器による漏水調査を行ったものの漏水箇所を特定することができなかった。漏水状況の放置は道路陥没の危険性につながるから、所は、漏水の原因を早急に究明するため、非開削による埋設管漏水発生箇所を特定する「低周波法」の特許を有するA(以下「受託者」という。)と伊興線漏水調査委託(契約期間：平成26.6.13～平成26.7.28、契約金額：224万1,000円。以下「当初契約」という。)を特命随意契約により締結した。

受託者は、当該漏水調査の結果、「低周波法」が漏水の大小、埋設の深さなどの制約を受けにくく、高い精度実績を有する漏水調査技術であると総評した上で、配水管の埋設配水部における漏水箇所を全1か所として報告している。

所は、この報告を受け、配水管の漏水修理工事(修理工事日：平成26.8.4)を施工し、修理後に配水管の気圧試験を行ったところ、他にも漏水箇所があることを確認した。そこで、所は、再度、受託者と低周波法による伊興線漏水調査委託(その2)(契約期間：平成26.9.5～平成26.11.20、契約金額：248万4,000円。以下「その2契約」という。)を、特命随意契約により締結し、調査を行わせた。この結果、受託者は、空気弁に漏水箇所があることを報告している。

所は、この報告を受け、空気弁取替工事(平成26.9.29)を施工し、再度、修理後の気圧試験を実施(平成26.10.1)した結果、伊興線の漏水が全て解消されたことを確認した。しかしながら、その2契約は、当初契約と同様の手法(低周波法)を用いて漏水箇所(空気弁)を捕捉していることや、調査報告書からは、当初契約に基づく調査により空気弁からの漏水を発見できなかった特段の事由は明らかでないことから、当初契約の調査結果に瑕疵があった可能性も否定できない。

これは、所が、低周波法による調査精度を踏まえた上で、仕様書に①調査データ等、調査が適切に行われたかを判別しうる報告事項、②調査対象範囲のすべての漏水箇所を特定できなかった場合の対応等を定めていないことによるものであり、適切でない。

これらの結果、経済的で、迅速な漏水箇所の特定が行われない状況となっている。

所は、調査結果報告書の内容、漏水箇所の特定が不十分であった場合の対応などを仕様書に定め委託契約を適切に行われたい。

(東部第二支所)

(3) 単価契約工事について

給水部は、「水道緊急工事(漏水修理工事) 請負単価契約」(以下「単価契約工事」という。)を6.5者と締結(契約金額：51億9,284万4,176円)し、各支所はその契約により、所管内の漏水修理等の工事を行わせている。

ア 完了検査を適正に行うべきもの

東部第二支所で、単価契約工事で発注した案件について、表2のとおり、
① 受注者から提出された工事施行確認願を工事記録写真と照合したところ、交通保安工について、工事施行確認願に記載された交通誘導員の数が、実際に配置した数よりも過大に計上、又は交通誘導員を配置しているにもかかわらず計上漏れのまま、支所では検査完了として支払手続きを行っている

② 測量成果簿の作成を含む測量基準点復元工について、受注者から提出された測量成果簿の工事記録写真は平成26年7月10日となっているにもかかわらず、平成26年7月7日に受注者から工事施行確認願が提出され、支所はそれを平成26年7月8日に検査完了として支払手続きを行っている

ことが認められたことは適正でない。

支所は、完了検査を適正に行われたい。

(東部第二支所)

(表2) 完了検査が適正でない案件

指示番号	請負金額	工 種	内 容
467-1	1,078,917円	交通保安工	34,445円(2人分過大計上)
1122	768,962円	交通保安工	137,782円(2日×4人分計上漏れ)
356-1	1,044,608円	測量基準点復元工	検査時に全てが完了していない

イ 許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの

工事において道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項に基づき道路使用許可が必要な場合、支所は単価契約工事の受注者に所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出させている。道路使用許可申請に当たっては、申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。

東部第二支所の単価契約工事で、受注者から提出されている道路許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されている交通誘導員の配置より実際の配置数が過少となっている案件(指示番号：467-1、732)が認められ、これらは許可条件違反であり適正でない。

支所は、道路使用許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督された
い。

(東部第二支所)

(4) 配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの

給水部(以下「部」という。)では、「平成26年度配水小管設計業務委託」及び「平成26年度配水小管工事監督業務委託」(以下「両業務委託」という。)を各々TSSと特命随意契約により締結しており、契約金額等の詳細は、表3のとおりである。
ところで、これらの両業務委託に関する費用の内訳を見たところ、業務原価に諸経費を加算しており、この諸経費は、業務原価が高額になることに率が下がる仕組みとなっていた。
両業務委託においては、業務内容が配水に係る設計と工事監督という一連のものであることや、同一の受注者との特命随意契約であり、契約期間も同一であることから、一案件として発注することができ、これらを一案件として発注した場合、468万8,299円の経費を削減出来ることが認められた。

(給水部)

(表3) 配水小管工事に係る契約の概要

件名	平成26年度配水小管工事監督業務委託	平成26年度配水小管設計業務委託
契約金額	1,139,400,000円 (うち消費税の額84,400,000円)	620,640,000円 (うち消費税の額46,640,000円)
契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日	
委託先	東京水道カーベス株式会社	
委託内容	配水小管に係る工事監督業務(当該契約の工事受注者指導及び管理並びに住民各関係機関等との調整)及び工事施行に係る新通水作業。	配水小管に係る設計調整業務・設計管理業務(設計業者が行う設計内容の確認、設計業者への指示及び指導)及び設計積算・審査業務。

(5) インフラスライド条項による契約変更を適正に行うべきもの

立川給水管理事務所は、「小平市給水町一丁目326番地先から同市花小金井六丁目101番地先間配水小管布設替及び新設工事契約」(契約金額:2億551万3,200円、工期:平成26.1.24~平成26.12.5)をBと締結している。当工事の監理業務は、多摩水道改革推進本部が締結している「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」及び「平成26年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」により、TSSに行わせている。
また、局は、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、平成

26年2月1日が工期内にある工事を対象に、工事請負契約書第24条第6項(以下「インフラスライド条項」という。)の規定により受注者から請求があった場合、契約金額の変更を行うとしている。当該変更額(以下「スライド額」という。)は、基準日(請求日と同日にすることが基本)とした日以降の残工事について、変動後の賃金等を反映させ、表4の式により算出している。

ところで、当工事のインフラスライド条項による契約変更は、監理業務受託者であるTSSが工事変更設計書(案)を作成し、所が内容確認のうえ平成26年12月1日に契約変更を行っている。これらの処理について見たところ、スライド額の算出において、受注者からの請求日である平成26年2月6日を基準日とし、基準日現在の既済部分に相当する金額を0円としていた。
しかしながら、基準日現在、当工事は、試験掘工35箇所のうち32箇所の施工が完了しており、基準日の出来形数量の確認において参照している「工事関係検査基準」(水道局作成)によれば、試験掘工は、施工完了箇所を出来形数量としている。

このため、試験掘工32箇所の施工を出来形数量としてスライド額を算出すると、表5のとおり、当工事の契約変更額は10万8,000円過大となり、適正でない。

所は、TSSへの指導を含め、インフラスライド条項による契約変更を適正に行われたい。

(立川給水管理事務所)

(表4) スライド額の算出式

スライド額=変動後残工事金額-変動前残工事金額-(変動前残工事金額×1/100)
 変動前残工事金額:契約金額から基準日における既済部分に相当する契約金額を控除した額
 変動後残工事金額:変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した変動前残工事金額に相当する額

(表5) 当工事におけるスライド額(単位:円)

	誤	正	備考	
変動後残工事金額	a	192,150,000	190,630,000	差額は試験掘工の既済部分
変動前残工事金額	b	186,470,000	185,060,000	〃
変動前残工事金額×1/100	c	1,860,000	1,850,000	
スライド額(取扱)	d=a-b-c	3,820,000	3,720,000	
契約変更額(税込)	e=d×1.08	4,125,600	4,017,600	差引108,000円が過大

(6) 工事請負契約に係る事務を適正に行うべきもの

南部支所は、渋谷区大山町24番地先から同区西原三丁目45番地先間外1か所の配水小管布設替工事について請負契約(当初契約金額:3億1,920万円、受注者:C、工期:平成25.10.29~平成26.12.8)により実施している。

ところで、所において工事関係書類を見たところ、監査日(平成27. 1. 27)現在、工期の終期から1か月以上経過しているにもかかわらず、賃金水準等の変動による契約変更手続を終えていない状況が認められた。

しかしながら、契約変更手続は工期までに行うこととなっており、工期を越えて手続を終えていないことは、適正でない。

工事については、既に経理部の検査所管課において完了検査が行われ、検査合格とする検査調書が作成されているものの、所は、契約変更手続が終わっていないことから、受注者に検査調書を送付していない。このことにより、受注者は、完了検査に合格してйнаから契約代金の請求を行うことができない状況となっている。

所は、工事請負契約に係る事務を適正に行われたい。

(南部支所)

(その他)

(7) 浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託に係る業務従事者の衛生管理について

建設部は、浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託について、水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書(平成25年4月東京都水道局。以下「標準仕様書」という。)を定め、衛生管理に係る水道法第21条等に基づき局が行う業務従事者の健康診断(細菌検査)について、受託者は、次のとおり、検査を受検させることとしている。

- ① 稼働中の水道施設で6か月以上継続して作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者等を検査対象者として赤痢菌、腸管出血性大腸菌感染症等の病原体の保有の有無を検査する。
 - ② 受託者は、局が交付する検査機関宛での検査依頼書を検査機関に提出した後、業務を開始する直前に第1回目を行い、その後は6か月毎に行い、検査を行った機関から検査結果通知書を受領し、速やかに業務委託担当者に提出する。
 - ③ 業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表には、主要業務従事者に加えて検査対象者に該当する業務従事者を全員記載する。
- ところで、この検査結果通知書と関係書類とを照合したところ、監査日(平成27. 2. 17)現在、次のとおり、事務手続に適正を欠く事例、標準仕様書の様式の不備などが認められた。

ア 衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの

長沢浄水場及び砧浄水場において、監視制御設備等保守業務委託契約に定める衛生管理(標準仕様書)に係る事務手続を見たところ、適切な衛生管理を行う上で、提出された検査結果通知書と主要業務従事者一覧表とを確認する必要があるが、通知書記載の一部の者の氏名等が一覧表には記載されておらず、事務手続に適正を欠く状況が認められた。

(長沢浄水場)

(砧浄水場)

イ 衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの

建設部は、標準仕様書で衛生管理に係る事務手続を定めているが、業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表は、主要業務従事者に加えて検査対象者に該当する業務従事者全員の氏名等が記載されるだけで、検査の要否等が記載されていないため、一覧表からは検査対象者が特定できないなど検査結果通知書の確認に必要なものとなっている。

また、直接水に触れる作業をする者の衛生管理について、各作業の作業従事者又は作業開始時期が異なるなどの事由により検査対象者及び検査時期が一様でない場合、その検査対象者及び検査時期の把握や確認のための事務手続が定められていない。

このように、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が容易には行えない状況となっている。

所は、衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図られたい。

(建設部)

下水道局

1 指図書事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 水再生センター保全管理業務委託について

中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センター(以下「各事業所」という。)は、水再生センター等を適正に保全管理することにより、故障等の未然防止及び早期対応を図り、水再生センターの水処理機能等を正常に維持することを目的として、表1のとおり、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社と、「水再生センター保全管理業務委託」契約(以下「本契約」という。)を特命随意契約により締結している。その業務内容は、表2のとおりである。

この業務委託について、委託の目的を達成しているか、また経済的、効率的かつ効果的に行われているか検証したところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

(表1) 水再生センター保全管理業務委託契約の実施状況(平成26年度)

(単位:円)

事業所名	契約件名	契約金額	委託開始年度
中部下水道事務所	芝浦水再生センター保全管理業務委託	864,000,000	平成24年度
北部下水道事務所	三河島水再生センター保全管理業務委託	594,000,000	平成21年度
東部第一下水道事務所	有明水再生センター管理業務委託	496,800,000	平成18年度
東部第二下水道事務所	中川水再生センター保全管理業務委託	529,200,000	平成21年度
西部第一下水道事務所	小菅水再生センター保全管理業務委託	691,200,000	平成21年度
	葛西水再生センター保全管理業務委託	810,000,000	平成24年度
	落合水再生センターほか1か所保全管理業務委託	669,600,000	平成20年度
西部第二下水道事務所	みやぎ水再生センター保全管理業務委託	594,000,000	平成21年度
	新河岸水再生センター保全管理業務委託	486,000,000	平成21年度
	浮間水再生センター保全管理業務委託	615,600,000	平成23年度
森ヶ崎水再生センター	森ヶ崎水再生センター東処理施設ほか7か所保全管理業務委託	594,000,000	平成25年度

注: 契約期間は、全て平成26.4.1～平成27.3.31である。

(表2) 水再生センター保全管理業務委託の業務内容(概要)

水処理設備等の保全管理業務
揚水設備、水処理設備、建築付帯設備等の保守点検、簡易な修繕又は簡易な修理、異常時の応急処置及び関係各部署への連絡等
その他作業
<input type="checkbox"/> 監視制御設備保守点検 <input type="checkbox"/> 電気設備保守点検 <input type="checkbox"/> 工業計器設備保守点検 <input type="checkbox"/> クレーン設備保守点検 <input type="checkbox"/> 空調機設備保守点検 <input type="checkbox"/> 消防用設備保守点検 など

ア 履行状況の検証結果を業務的に的確に反映すべきもの

本契約の特記仕様書において、東京都下水道サービス株式会社(以下「会社」という。)は、1件250万円までの簡易な修繕又は簡易な修理(以下「簡易修繕」という。)を行うこととし、

- ① 保守点検の結果、早急に対応が必要な場合は、簡易修繕を行い、当該機器の機能を速やかに回復する
- ② 日常点検、定期点検の結果、故障がある機器について、簡易修繕や部品交換等を行い、当該機器の機能を確保する

とされている。

なお、水処理設備(沈殿池等)の開口部覆蓋部分及び手すり等については、会社が「開口部覆蓋部分及び手すり等点検標準」(平成22年5月、施設管理部)に基づき点検を行うが、簡易修繕の対象外であり、各事業所が修繕を行うこととされている。

また、本契約の仕様書において、会社は、業務月報等のほか随時に点検報告書を提出することとされており、これらの報告書について、各事業所は、担当主事の確認後、保全担当係員、設備管理係長、センター長に回付するなどして、履行状況の確認を行っている。

この履行状況の確認について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 中部下水道事務所所管の芝浦水再生センターでは、

- ① 消防用設備について、表3の項番1のとおり、平成24年7月に、会社が再委託した専門業者から、法定性能試験(連結送水管の耐圧試験)が必要である旨の報告があったにもかかわらず、監査日(平成27.1.19)現在、会社は、法定性能試験を実施しておらず、また、所は、監査日現在まで、会社に対して改善を指示していない
 - ② 自動火災報知設備について、表3の項番2及び3のとおり、所は、監査日(平成27.1.19)現在、改善しておらず、故障した機器の電源を切ったまま施設を運転している
 - ③ 故障箇所等について、表4のとおり、平成26年12月度の業務月報においても、故障等発生時の平成26年8月度と同じ報告内容が記載されており、また現状と業務月報の記載内容に相違もある
- など、会社は点検結果に基づき速やかに改善を行っておらず、また所は、会社からの報告書について確認・分析を十分に行っていないことから、適切な対応がなされていない。
- (イ) 西部第一下水道事務所では、落合水再生センターの水処理設備(沈殿池等)の開口部覆蓋部分及び手すり等について、表5のとおり、危険度A(立入禁止措置及び直ちに改善するもの)の報告があり、所が速やかに改善すべきであるにもかかわらず、監査日(平成27.1.26)現在、所は立入禁止措置をしているものの、改善が行われていないまま1年以上経過し、故障度合が増しているなど、故障等の早期対応が図られていない。

これらは、報告書に基づき状況を把握・管理する仕組みとしてしているにもかかわらず、両所において、そのチェック体制が有効に機能していないことから、会社に対する指示及び自らが行うべき対応がなされていないなど、委託結果を業務的に的確に反映できていないことによるものである。このため、委託目的である故障等の未然防止及び早期対応において、一部で十分に効果が得られない状況となっている。

会社は、点検結果に基づき速やかに改善されたい。

両所は、会社に速やかな改善を求めるとともに、履行状況の検証を行い、その結果を業務的に的確に反映されたい。

(中部下水道事務所)
(西部第一下水道事務所)
(東京都下水道サービス株式会社)

(表3) 芝浦水再生センターの消防用設備点検結果(平成26年7月点検・報告)に係る対応状況

項番	場所	設備名称	報告内容	対応状況
1	事務棟	連結送水管	前回(平成19.8)の耐圧試験より3年経過のため、耐圧試験の実施を要す。	平成24年度前期点検(平成24.7)から、同内容の報告があるが、未改善。
2	芝浦ポンプ所	自動火災報知設備	No.2 B5F ポンプ室南発報中のため、現在離線中、調査及びび改善を要す。	平成25年度後期点検(平成26.1)から、同内容の報告があるが、未改善。
3	東品川ポンプ所	自動火災報知設備	No.11 換気機械室(2) 現在離線中、調査及びび改善を要す。	平成23年度前期点検(平成23.7)から、同内容の報告があるが、未改善。

(表4) 会社からの報告と現状が相違している事例

事案	会社からの報告内容(注1) (平成26年12月度業務月報)	実地監査で確認した現状
管理番号: 88 発生時期: 平成26.8.8 件名: 低段汚水阻水扉1号故障	低段汚水阻水扉1号の開閉作不能。開度計の表示が実際の表示と大きく相違。低段排水機能に重大な影響を及ぼす可能性があるため、早急に簡易修繕(注2)にて対応予定である。	会社は、9月度月報から、簡易修繕にて「設計中」と報告しているが、監査日現在発注されておらず、会社による早急な簡易修繕が行われていない。
管理番号: 97 発生時期: 平成26.8.20 件名: 本系送排反応槽東DOP計(5-D)故障	工業計器設備保守点検時、DOP計計測中にインセラヤイスを繰り返す症状が出た。継続使用可能だが、簡易修繕にて対応予定である。	平成26.12.4に局において工事契約を締結済み。会社も、局と工期設定について協議している。
管理番号: 98 発生時期: 平成26.8.20 件名: 送風機棟冷却塔配管設備バルブ類動作不良	送風機棟冷却塔1・2号の切替用のバルブ類が固着し操作できない。簡易修繕にてバルブの取替えを予定している。実施は、冷却塔負荷の高い夏場を避け、秋口を予定している。	平成26.11.18に会社において修繕契約を締結済み。

注1: 「会社からの報告内容」は、平成26年12月度業務月報の「主な懸案事項」に記載されている内容の抜粋であり、故障等発生時の平成26年8月度業務月報と同じ記述となっている。

注2: 「簡易修繕」は、会社が再委託により行う修理である。

(表5) 落水水再生センターの開口部覆蓋部分及び手すり等点検結果(危険度A)に係る対応状況の事例

点検・報告時期	場所	設備名称	報告内容	対応状況
平成26.5	機械棟	グレーチングSS	グレーチングの一部が切断されており、4辺のうち1辺が受枠に載っていない。	未改善 前年度: クラック
平成26.8	北系水処理施設	縞鋼板	出口ポンプ井バインスマ扉、点検蓋扉による取手の外れあり。	未改善 前年度: クラック
平成26.9	送泥ポンプ棟・南系第一沈殿池	縞鋼板(9か所)	雑用水槽上部: 取手脱落、配管の破損、蓋裏面の腐食が激しい。	前年度にAクラック9か所のうち3か所の補修を行ったが、今回新たに3か所がAクラックとなった。
平成26.10	南系(反応槽周辺)	縞鋼板(1か所) グレーチングSS(1か所)	3~4号槽管廊(3-D)バルブピットの蓋が割れている。	未改善 前年度: Aクラック 前年度: Aクラック

注: Aクラック: 立ち入り禁止処置を必要とし、業務に支障をきたす等、直ちに改善を必要とする施設
Bクラック: 立ち入り禁止処置の必要はないが、早期に改善を必要とする施設
Cクラック: ラックA・B以外で、経過観察を必要とする施設

イ 受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの

本契約の特記仕様書では、東京都下水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）は、水処理施設等における点検計画及び点検結果を、局が所有する機器保全データ管理設備（Hozen Mobile System、以下「HOMS」という。）に入力するとされている。このため、各事業所は、受託者から借用書を頂いた上で、HOMSの機器一式（以下「当該機器」という。）を貸与している。

HOMSは、水再生センター等の設備機器に関する保全計画の作成から保全月報・保全年報の作成までの一連の業務を支援するシステムであり、パソコン、プリンタ、点検用携帯端末等から構成される。受託者は、定期点検等の保全計画をHOMSに入力した上で、点検用携帯端末から点検結果を入力することにより、点検結果の確認や保全月報等の作成を行っている。当該機器の管理状況について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 各事業所が締結している本契約の特記仕様書には、受託者は、HOMSに点検計画等を入力するとされているにもかかわらず、局が業務履行のため受託者に無償支給又は貸与するものとして、当該機器が記載されておらず、適切でない。

水再生センターの委託業務に係る指導を行っている施設管理課は、各事業所に対し、本契約の特記仕様書に当該機器を無償貸与する旨を記載するよう指導すべきである。

(イ) 東部第二下水道事務所において、同所所管の3水再生センター（中川水再生センター、小菅水再生センター、葛西水再生センター）の当該機器に係る固定資産台帳及び借用書を見たところ、表6のとおりとなっており、

- ① 固定資産台帳については、3センターとも携帯端末の台数が記載されていないなど、機器構成の内訳及び内容が明確でないことから、固定資産実地調査の際に数量等を照合できないこと
- ② 借用書については、小菅、葛西両センターにおいて携帯端末の台数が記載されていないなど、借用している機器の内訳が明確でないこと

から、携帯端末の亡失を防止するという観点からも、固定資産の管理として適切でない。所は、当該機器について、固定資産台帳に機器構成を明確に記載するとともに、受託者からの借用書に借用機器の内訳及び台数を記載させるなど、当該機器の管理及び貸与を適切に行うべきである。

部及び所は、受託者に貸与する機器の管理を適切に行われたい。

(施設管理課)
(東部第二下水道事務所)

(表6) HOMSの機器構成に係る固定資産台帳及び借用書の記載

センター名	固定資産台帳	借用書
	機器構成の内訳に係る記載	
中川水再生センター	機器保全データ管理装置、 デイスドライブ、プリンタ、 3.5インチ光磁気デイス装置、 カーレースキヤナ、携帯端末装置 (いずれも製造会社、型番、台数の記載なし)	パソコン、液晶デイスドライブ、 入出力装置、携帯端末、充電器、 MO、充電池、ハン (いずれも製造会社、型番、台数の記載あり)
小菅水再生センター	機器保全データ管理装置本体、 携帯端末、プリンター等 (いずれも製造会社、型番、台数の記載なし)	パソコン、液晶デイスドライブ、 MOドライブ (いずれも製造会社、型番、台数の記載あり)
葛西水再生センター	機器保全管理データ管理装置、 携帯振動測定器、振動センサー本体 (いずれも型番と台数の記載はあるが製造会社の記載はない。)	機器保全データ管理設備（HOMSの データ入力用）パソコン (台数の記載はあるが、製造会社と型番の記載はない。)

(収入)

(2) 承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの

下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）となっている。

また、公共下水道施設のうち、下水を公共下水道へ排出するために必要な公共ますの設置については、「公共ます設置事務要綱」（平成22年2月28日付元下施管第478号）及び「公共ます設置事務要綱細則」（平成22年4月2日付元下施管第478号の2。以下「細則」という。）に定められている。

細則によると、承認工事について下水道局長の承認決定があったときは、管轄する各下水道事務所は、承認工事に要する費用のうち、道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費（以下「道路掘削復旧関連費」という。）を承認工事申請者より事前徴収し、納入を確認した後に承認工事決定通知書を交付することとしている。

ところで、西部第二下水道事務所における道路掘削復旧関連費について見たところ、表7のとおり、承認工事決定通知書交付後に請求しているものが15件あった。

しかしながら、局は、道路掘削復旧関連費を確実に徴収するため、平成21年度に、工事完了後の精算徴収から事前徴収に細則を改正しており、このような例外的な取扱いは認めないこととから、所が、承認工事決定通知書交付後に当該費用を徴収していることは適正でない。所は、承認工事に要する費用を適正に徴収されたい。

(西部第二下水道事務所)

(表7) 道路掘削復旧関連費の請求件数及び金額 (平成26. 4. 1～平成27. 1. 14)

区分	件数	金額
承認工事決定通知書交付前に請求	198件	5,301,566円
承認工事決定通知書交付後に請求	15件	701,778円
合計	213件	6,003,344円

(3) 協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの

下水道局と建設局は、「道路整備事業施行に伴う道路排水計画と下水道計画との調整等に関する協定」(昭和52年4月30日締結、以下「基本協定」という。)及び同細目協定(昭和52年4月30日締結、以下「細目協定」という。)により、道路整備事業に伴う道路排水工事と下水道工事の費用負担等について定めており、基本協定第3条第1項に基づき、年度ごとに実施計画及び費用負担の協議と実施協議を行っている。

ところで、南部下水道事務所では、実施協議に基づき、放射17号線道路整備事業に伴う管きよ改良工事を「放射17号線道路整備事業に伴う大田区北糞谷一丁目、西糞谷二丁目付近管渠改良その1工事」(契約日：平成25. 5. 30、工期：平成25. 8. 2～平成26. 7. 30、契約金額：1億3,094万5,500円)により施工し、基本協定第6条に基づき、建設局第二建設事務所長宛てに道路排水工事に係る工事負担金を請求している。

この工事負担金の算定内容を見たところ、細目協定第3条により、負担額の算定は、道路排水工事と下水道工事の負担率を算出し、工事費に負担率を乗じて算出することとしているにもかかわらず、契約額ではなく積算額を工事費として負担金を算定しており、適正でない。

この結果、表8のとおり、算定額が473万483円過大となっている。

所は、協定工事負担金の算定を適正に行われたい。

(南部下水道事務所)

(表8) 工事負担金額算定表

区分	課				正				差額
	下水道局 単独費	下水道局 負担費	建設局 負担費	共同施工分①	下水道局 単独費	下水道局 負担費	建設局 負担費	共同施工分①	
工事金額	146,040,000				124,710,000				
内訳	81,948,796	64,091,204	69,979,693	54,730,307	—	0,521	0,479		
負担比率②	—	0,521	0,479	—	—	0,521	0,479		
負担費 ③=①×②	—	33,391,517	30,699,687	—	28,514,490	26,215,817	—		
事務費 ④=③× 0,055	—	—	1,688,482	—	—	1,441,869	—		
負担費 (税抜) ⑤=④	115,340,313	32,388,169	98,494,183	27,657,686	4,730,483	—	—		

(単位：円)

(4) 雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの

局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」(平成25年12月)などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。

ところで、中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における表9の雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、両所は、

- ① 雨水貯留施設の積算については、「施設管理委託積算基準」(平成25年1月、以下「新基準」という。)に基づき行うべきところ、改定前の「施設管理委託積算基準」(平成13年1月、以下「旧基準」という。)により行っている。この理由として、前年度まで旧基準で積算した価格で適切に履行されており、新基準と旧基準での積算とを比較したところ、旧基準の方が安価だったためとしている
- ② 旧基準での積算についても、日勤責任者について、基準では技術員とされているところ、対象施設が高度な資格を要するとして、上位職の技師で計上しているにもかかわらず、仕様書に求める資格を記載していないことなどから、これが担保されていない事例や、委託ごとに現場管理者又は主任技術者を計上すべきところ、これを行っていない事例がある

など、仕様書及び基準に基づかない設計・積算となっており、適正でない。

これらは、新基準が水処理施設等の委託拡大に伴い旧基準と実態との乖離を解消するために改定したものであることから、まず新基準により積算し、その結果について、取引の実例価格を考慮するなど経済性の観点からの補正をすべきであるにもかかわらず、これを行っていないこと、また、仕様書及び基準に基づく適正な設計・積算が行われているかの確認が十分でないことによるものである。

両所は、雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行われたい。

(中部下水道事務所)

(西部第一下水道事務所)

(表9) 雨水貯留施設の保守点検業務委託の契約状況

事業所名	契約件名	契約金額	契約の相手方
中部下水道事務所	第二溜池幹線排水設備ほか2カ所保守点検委託	15,660,000	A
西部第一下水道事務所	西部第一下水道事務所管内雨水調整池等保守点検委託	2,451,600	B

(単位：円)